

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県とアイオワ州の高校生交流を推進するため、山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業（以下「60周年記念事業」という。）に参加する者の渡航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助金の額)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）及び補助対象経費は次表のとおりとし、補助金の額は別に知事が定めるものとする。

補助対象者	補助対象経費
学生訪問団の一員として、60周年記念事業に参加する高校生	航空券代、燃油サーチャージ等の諸費用、海外旅行保険料、ESTA申請費用、PCR等検査費用、その他知事が必要と認める経費

(交付申請)

第3条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額がわかる書類の写し
- (2) 山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業参加決定通知書の写し
- (3) 課税証明書（市町村民税所得割が非課税である世帯の場合のみ）

(交付決定)

第4条 知事は、交付の申請があったときは、内容を審査の上、補助の可否及び補助金の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に交付決定額を通知する。

(交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申

請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない

（実績報告書）

第6条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の支払い額がわかる書類の写し
- （2）その他知事が必要と認める書類

（額の確定及び交付方法）

第7条 補助金の額の確定通知は、額の確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、補助対象者に対し、概算払により交付することができる。

3 補助対象者は、精算払及び概算払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（書類の保存）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保存しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付申請書

このことについて、山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象経費 金 円
交付申請額 金 円

2 渡航期間

3 添付書類

- (1) 補助対象経費の金額がわかる書類の写し
- (2) 山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業参加決定通知書の写し
- (3) 課税証明書（市町村民税所得割が非課税である世帯の場合のみ）

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金については、山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円
- 3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって補助金の額の増額を伴わないものはこの限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請

書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保存しておかななければならない。

様式第3号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金に係る
変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により内容を変更（中止・廃止）したいので、山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

補助対象者	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助対象経費 金 円
交付決定額 金 円
- 2 渡航期間
- 3 添付書類
(1) 補助対象経費の支払い額がわかる書類の写し
(2) その他知事が必要と認める書類

※実績報告書は渡航終了後に提出すること。

様式第 5 号

国 際 第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県アイオワ州姉妹都市締結 60 周年記念事業渡航費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金については、山梨県アイオワ州姉妹都市締結 60 周年記念事業渡航費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額 金 円

様式第6号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名 印
保護者 住所
氏名 印

山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県アイオワ州姉妹都市締結60周年記念事業渡航費補助金について、次のとおり精算（概算）払の請求をいたします。

記

1 請求（概算）額 金 円

2 内 訳 (円)

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回請求額 ④	備 考

3 振込先口座

金融機関名：

本支店名：

預金種別（当座・普通）：

口座名（カタカナ）：

口座番号：